

## 吹田市環境審議会議事概要

---

平成 22 年（2010 年）8 月 6 日（金）

午前 10:00～午後 12:00

特別会議室

---

### 〈出席委員〉

小畑雄治郎委員	上甫木昭春委員	芝田育也委員
中野道雄委員	新田保次委員（会長）	保田淑郎委員
和田武委員	中本美智子委員	竹内忍一委員
村口始委員	島晃委員	河邊哲郎委員
大野和之委員	福田愛夫委員	奥井景子委員
瀬部俊司委員	高野正子委員	仲西智裕委員
村嶋清隆委員		

### 〈欠席委員〉

和田安彦委員	池淵佐知子委員	和田学委員
井上亮二委員	末廣美津子委員	立木靖子委員

※委員 25 名中 19 名の出席により吹田市環境審議会規則第 5 条第 2 項の規定である会議の開催要件を満たしている。

### 〈事務局〉

富田副市長 永治部長 柚山次長 後藤環境政策推進監  
畑澤総括参事 宮総括参事 中嶋課長 齊藤課長 森参事  
竹原課長代理 道澤主幹 長井課長代理 渡邊主幹 清水主査 高木主査  
佐藤主査 萬谷主査 野田主査 村澤係員

〈傍聴者〉 0 名

---

### 〈次第〉

- 1 副会長の選出について
- 2 「吹田市第 2 次環境基本計画」の進行管理について
  - (1) 平成 21 年度の環境施策の評価について
  - (2) 吹田市環境審議会施策検証専門部会の実施結果報告

- 3 「吹田市第2次環境基本計画」の大気・水質等の環境目標値の追加・改正について
- 4 条例改正の検討について
  - (1) 「吹田市環境影響評価条例」
  - (2) 「吹田市遺伝子組換え施設に係る環境安全の確保に関する条例」
- 5 吹田市役所エコオフィスプランの取組状況

〈進行〉

1 副市長あいさつ

2 委員の交代について

事務局 ○〈報告〉

3 副会長選出

会長 ○市議会選出の2号委員の交替がございましたので、改めて副会長を選出したいと思っております。副会長は慣例に従い2号委員に就任いただきたいと思います。いかがでしょうか。

委員一同 ○異議なし

会長 ○ありがとうございます。異議なしということですので、2号委員の皆様には副会長の選出をお願いいたします。

事務局 ○では恐れ入ります。2号委員の皆様、別室をご用意しております。そちらの方で協議をお願いいたします。

会長 ○しばらく休憩ということで、お願いします。

#### 【休憩】

会長 ○それでは、審議会を再開いたします。協議の結果をご報告ください。

事務局 ○ただいま協議されました結果、本日欠席ではございますが、和田学委員の方に副会長ということで推挙されました。

会長 ○ただいまご報告ありましたように、和田委員が副会長ということで推挙がありましたけれどもいかがでしょうか。

委員一同 ○異議なし

会長 ○それでは和田委員に副会長になっていただきます。残念ですけど、ご欠席ということでご挨拶いただけないですが、また次回ご挨拶いただきたいと思います。

4 傍聴者確認 なし

--開会--

会長 ○それでは、議事次第に従い、第2次環境基本計画の進行管理について説明お願いいたします。

事務局 ○<資料1～7説明>

事務局 ○<資料8説明>

会長 ○それでは、部会長にご就任されました上甫木委員から先ほどの説明に関して補足等ございましたら、よろしく申し上げます。

委員 ○審議会の指示を受けてということで、2つぐらい課題が出てくると思うが、ひとつは事業そのものの評価を専門的に深めてやるということ、それについてはいろんな評価の方法がたたき台で作られているので、これでやってみる必要がある。もうひとつは、今やられてない事業、事業間の関連性、全体の枠組みに関する評価・検討が必要、そういった課題が審議会部会で指摘された。一つひとつの事業だけでなく大きな枠組みを視野に入れておくべきである。

会長 ○今日ここで決めるのは、先ほどの環境施策の評価、判定が色々ありますけども、これらの最終確認をここですということでもいいのか。

事務局 ○はい、そういうことです。

会長 ○今日ここで決まったことを、原課の方で見て、来年度に向けた計画を練っていくということでもいいのか。今日最終確定ということで、こういう判断でよろしいか、再度確認していただくということで。

委員 ○よろしいか。35ページ、(効果検証)という欄、金額の意味は。

事務局 ○ISOの運用に係る費用です。21年度につきましては、ISOを返上する準備をしておりませんでしたので、その関係で幾分実施していない業務がございましたので、経費の方が大きく下がっています。

委員 ○同ページで(7)効果①参画とあるが、0人・事業者というのはどういう風に読めばいいのか。

事務局 ○このISOの取組については、認証機関と市役所とのやり取りで進めております。一般市民、事業者との協働による取組ではございませんので、0人・事業者という記載にさせていただいております。ですから、事業によっては市民や事業者との協働による事業もございますので、そういう場合は参加者の記載も発生してきます。

会長 ○こういうシートが全ての事業について出来てきていると考えていいのか。

事務局 ○全ての事業にシートがあるわけではございません。今後施策検証専門部会を運用していく中で、一つひとつ事業を検証する必要が生じた時に、こういったシートを用いて検証したいということです。

会長 ○見本で示しているということか。

- 事務局 ○そうです。
- 会長 ○指示があったらこういうのを作っていくということか。
- 事務局 ○そうです。
- 会長 ○7 ページの凡例の使い方で気になっているところがあって、真ん中あたりに「改善傾向○、変化なし△、悪化傾向×、その他―」があるが、施策評価のところでは、自己評価で前年度と比べて改善、変化無し、悪化、比較できないという凡例で出ている。それと 7 ページでの凡例が一致していない。どう見たらいいのか。特に前年度比較で判断するものはここでの凡例となっているが、環境指標においては 3 ヶ年の比較があるので、3 ヶ年で見たときは必ずしも一致しない。対前年度比較で見るべきか、3 ヶ年で見るべきか、ということが一点と、代表指標 I - 1 が D 判定で、対前年度でいくと確かに D だが、3 ヶ年でいくと決して悪化傾向ではなく、どちらかといえば、変化無し傾向だ、という意見がどうか。
- 事務局 ○最初の凡例の方ですが、基本的に表現が違って表記しておりますが、内容的には同じです。凡例の表現、「その他―」につきましては、「比較できない―」という施策の方の表現と同じです。
- それから、傾向ですが、基本的に会長がおっしゃいましたように、対前年度比の比較で評価は基本的にやっていますが、ここ数年の傾向で評価をするかどうかについては確かに検討が必要かと思います。
- 会長 ○7 ページ (2) (3) の環境指標、施策の実施状況については、対前年度で見るということでしたら、改善、変化無し、悪化傾向、評価できないでいったらどうかと思うが。それから上の代表指標の所は慎重に、凡例はそのまま使っているとは思いますが、横並びで一定の期間見るということで評価を入れたらいい。そのときにどうも D が気になる。
- 委員 ○先生のご指摘と一緒に悪化傾向とまではいえない。単純に前年と比べてちょっとダウンしただけかもしれない。
- 会長 ○9 ページの右上の枠囲みのところ、この説明が、もうちょっと分かりやすければいいんだが、今年やり直すということによろしいか。新たに年度推移の比較を行うということか。
- 事務局 ○そうです。新実行計画をつくる中で、算出方法を全面的に見直しています。
- 会長 ○こここのところが変わる可能性もあると。D から C に変更。凡例の統一をよろしくお願いします。
- 委員 ○指標の引用の仕方、比較統計の手法の用い方で、分野がこれだけ細かいと混在しているところもある。要するに、事業に参加した人の数が増えたらその施策は進んだとか、数が横ばいなら施策は横ばいだとか、先ほど会長が言われたとおり、

対前年度比較なら別のファクターが働いてマイナス評価になる場合もあるが、3年とか5年でみたら傾向としては、横ばいであるとか、スパンのとり方によって統計の結果が大きく変わってくる。そういう意味でいうと、他部署でやってる相乗り事業、たとえば市民ギャラリー、浜屋敷、旧中西家住宅等、数をもってきて言うけども、数だけで増やしたかったらドラえもんの映画大会をやれば若いお母さんが一杯来るわけですよ。要するに、行政の施策は公共性公益性がどこにあるんだということを踏まえてその部署が必要とする施策を打ってはじめて効果を検証できるものであって、数云々だけではセンスはあまりよくない。そこで、考えていただきたいのは、しなければいけない自己評価というのならなんらかの指標をもってこななければいけないが、例えば低公害車の導入でも車そのものをやめて職員は自転車で走ってくださいと、どこまでが指標でどこまでが範囲やねんと限定しにくい、そういう意味では、今回出されてる数字は数字としては良くわかるが、本当に指標になりえているのかというところは、まだまだ再考の余地がある。そういう意味では、これが PLAN であつたら、DO とか CHECK している間に次の ACTION に結びつけるようなマネジメントサイクルを回していくということは引続きいるかな、と思われる。

会長 ○指標の捉えかた、見直しについてはどうか。

事務局 ○今後指標の取り方についても検証していかないといけないと考えています。

委員 ○代表指標でA～Dの判定、環境指標、施策の判定が一致するような形であればわかりやすいが、例えばI-5に関してはAという評価がされていて、指標でも施策でも○が多い。ところがI-1の方は、Dという評価、仮にCにするにしても施策のほうは殆んど○で、代表的な施策の取り上げ方そのものが不適切という感じがする。例えば、低炭素社会にするためには、再生可能エネルギーの大幅な導入が欠かせないと思うが、ここで出ているのは市の取組だけが出ている。やっぱり市域全体でどれだけ進捗しているかというのがないといけない。項目の整理が必要である。

会長 ○次にどう反映していくか、検討して事務局案を出していただくということでお願いしたい。指標に関してはたくさんご意見があると思いますので、委員の皆さんにご意見を伺う機会を事務局で作っていただけるようお願いいたします。修正箇所については先ほどのような点でよろしいでしょうか。それではこれで決めさせていただきます。

それでは、続きまして「吹田市第2次環境基本計画」の大气・水質等の環境目標値の追加・改正について説明をお願いします。

事務局 ○<資料9説明>

会長 ○質問ご意見ございますでしょうか。

- 委員 ○1, 1-ジクロロエチレンの目標値は緩和されたということですか。
- 事務局 ○平成9年度に、揮発性有機塩素化合物の環境基準が定められまして、平成20年度に水道水質基準を改正するにあたって、WHO等の参考資料の新たな知見に基づいて、0.1が望ましいという諮問を受けてのことです。
- 委員 ○国が法律を緩和したので、吹田市もそれに倣ってということか。
- 事務局 ○基本的に（国の）環境基準が変更された場合、（市の）環境目標値の中にそれを入れ込むということです。
- 委員 ○それと、ジクロロエチレンについては緩和されたので、対応ができると思うのだが、規制が追加されたり厳しくなったものについては、先ほどの高度下水処理施設の整備に関係してくると思うのだが、吹田市としてはそういうものに対応できると見込んでいるのか。
- 事務局 ○基本的には下水処理場で3次処理を進め、規制関係の強化等で対応していきたいと考えています。
- 委員 ○それは評価のうちに入るとのことか。
- 事務局 ○河川水質改善につきましては、吹田市だけでなく広域的に流域連携出で対応しているところでございます。
- 会長 ○それでは、事務局案のとおり承認してよろしいでしょうか。速やかに必要な手続を行ってください。次に条例の改正について報告をいただきます。2件ありますので、続けて説明いただいてその後質疑ということをお願いします。
- 事務局 ○〈資料10説明〉
- 事務局 ○〈資料11説明〉
- 会長 ○2件、条例の改正に関する検討報告がありましたけれども、どちらでも結構ですので、質問ご意見ありますでしょうか。
- 委員 ○まず最初の、環境影響評価条例の改正ですが、これは今から改正を検討することですか。
- 事務局 ○現在改正の準備を進めているところです。
- 委員 ○どういった体制で進めているのか。バイオは先ほど、専門的、高度ということであったが、こちらの方は。
- 事務局 ○本市の環境影響評価審査会にお願いをいたしまして、今の大きな方向性をご説明してご意見をいただいているところです。審査会の中でも専門的に部会を設けていただきまして、集中的に特に技術的な個別分野の調査方法であるとかが評価方法、これは条例により審査会の意見をお聞きして、技術指針を定めること、改正することとなっていることもありまして、今審査会の方をお願いしているところです。
- 委員 ○時期って、どれぐらいを目処に案がでてくるのか。

事務局 ○両条例ともですが、今年度中の改正を目指しておりまして、できれば12月の議会にお諮りをさせていただきたいと、それを目標に現在作業を進めております。

委員 ○それと、表を見ますと環境影響評価条例があつて制度がありまして、都市政策と分けて考えることが出来ないということで、すまいる条例との間にガイドラインがあるということですが、すまいる条例との連携をしていくというふうになっているのだが、どちらかと言うと開発に対して、吹田の現状・方向性というところで、先ほどの説明では、今のものでは不十分なのでもう少し事業者に対しても規制をかけるということなのか、自主性を重んじてもらうということなのか。その辺で自主性ということであればガイドラインということだと思うんですよ。規制ということだと、環境影響評価条例プラス、この愛称好いたすまいる条例と呼んでいるこちらの条例の内容的にも見直し等が必要になることがあるんじゃないかと思うのだが、こちらについては今のとこと動かすつもりはないということか。

事務局 ○本日都市整備部がいない中で、お答えはなかなかしにくいんですけど、連携を図る一つに、小さい話になるかもしれませんがこの環境影響評価制度でも説明会、すまいる条例でも説明会があるということです。今別々にやっております、意見をいただくのもそれぞれの条例に従ってやっています。市民にとっても事業者にとっても2重の負担になってないかということも検討しております、もしそれを一緒にできるのであればすまいる条例の中での規定を全庁で見直していかないといけないと考えております。説明範囲もアセス条例とすまいる条例とは異なっております。時期を一致させる、内容を一致させるということで、今都市整備部とも非常に密に検討会を設けております。出口を探っている段階です。

副市長 ○一年前から指示しておりますのは、開発を例に取りますとアセスの説明が終わりすまいる条例の説明が終わり、市民は何度も説明をうけると、そういう行政の縦割りではなくて、一つの手続の流れの中でそれぞれの総合的な市の説明を受けることで市民が総合的な判定をしていただくという流れに変えたい、というのが基本ですので、後藤の方からはまだ詰まっていないとの状況の報告ですけども、基本的には一つの事柄について一つの流れの中で体系的に説明したいというふうに、融合化を図っていきたいと考えております。

委員 ○結局は条例で縛れる範囲があると思うんですよ。法が上位にありますので、いつもそこで市としては悩ましいし、住民の意見を取り入れたいけど法の下にそれは出来ないというのもあると思うんですけども、この影響評価条例、すまいる条例も含めて、どういったものに改正するかで、すごく吹田市としての開発

に対する態度というか考え方というか、きつくしていくということなのか、そういうところをはっきり出るのがかなと思うんですが。

副市長 ○おっしゃるとおりで、今この条例の狙いからいいますと、ただ単に手続を引き伸ばすような、対外的にはそういう意味ではなくて、ローカーボンに対する積極的な取り組みが計画として提示されているならば、そのフォローアップの評価を含めて、インセンティブを与えていきたい。そういうことによって環境性能の高いまちというものが開発の対象として誘導できるのではないかと考えています。

委員 ○低炭素という部分での誘導という話だったんですが、低炭素と言ってしまふと形としては見えにくい部分があるので、市民の意識としてはもっと具体的な交通問題であったりということの方が、前面に出ますよね。もちろん環境部としては低炭素社会に向けてという気持ちはわかるが、環境影響評価がそこだけにとどまらず、開発範囲がこの区域だったら、その範囲だけではなくもう少し先の所まで関係してきますよね。地域のどのメインの道路に繋がっていくかとか。そういう部分まで含んだ条例の改正を視野に入れて検討なされるということを考えてもらいたい。

副市長 ○説明が漏れました。申し訳ございません。環境項目はローカーボンの対策だけでなくいわゆる公害項目につきましても、自主的な計画の中で規制値なり交通体系の環境負荷の問題なり、をです、質の高い提案をしていくための自己宣言、自己計画方式については、先ほど申し上げましたローカーボンと同じようなインセンティブを与えていく方策について練っていると捉えていただきたい。

会長 ○環境審議会には随時まとまった段階で報告していただけるということですね。

事務局 ○もちろんです。

会長 ○私の方から気になっていたのは、環境影響評価条例の精神は開発サイドから出てくる環境負荷に対していかに歯止めをかけるかということが基本的にはあったんですよね。それだけではなくて今回はさらに誘導型のまちづくりに環境の要素を取り込んでいくという積極的な意味があると、そこがわかりやすい格好でちょっと示されて提案されてはどうかと。特に気になっているのは、41ページの真ん中であつた、条例逃れと言っては過言かも知れないですけど、そういう開発があつてまちがあまりきっちり出来なかつたという反省がここに書かれているので、そういうのを受けた時にどう変わっていくかという今回のね、そういうことも示していただけたらと思う。いずれにしても随時報告お願いします。他に質問よろしいですか。

委員 ○議論がすごいわかりにくいんですけど、アセス条例の方ですが、事業者にとつ



ては手続のハードルが上がるんですか下がるんですか。はっきり言ってどっちなんですか。

事務局 ○手続の適正化という言い方をしていますが、これまで10年間で4件対象事業がございまして、平均で2年半最長6年というのがあるんですが、これは明らかに事業者側からするとハードルが高いんだらうと。そういうことで、4件というのが多いのか少ないのかと言うところがあるんですが、これまで条例の中に書類を出されてから市長意見を出すまでの期間を設定してございませんでした。他の自治体の条例を見てみるとほとんど期間の設定がございまして。そういう意味では、出口をしっかりお見せすると言う、ことでは事業の計画は立てやすくなるだらうと、そう考えております。

委員 ○これは12月議会に出てきた時に、私は市会議員なのでその時にやりたいと思うんですが、ひとつだけこの場で要望させていただきたい。アセス条例というのは、先ほども意見があったように、一定規模以上の大規模な開発に対しては、周辺に対する環境負荷がどの程度及ぶのかと言うことを事前にお示しさせていただくことで、心配とか不安の除去に努めるという制度の趣旨がありますよね。アセス条例の趣旨と、すまいる条例というのは時期の問題を操作して、大規模開発をするときには、構想の段階から住民さんにお示しすることで、いきなり住民説明会で反対するんやったら裁判してねっていうのを回避しようというふうな、それぞれの規模によって違うんですけど、制度の趣旨があったと思うんですよ。その相互リンクを図るような形プラスEGLにおいて低炭素社会のインセンティブを与えるようなものであれば開発の促進には吝かではないという考え方を足していくことによって、今までアセスやったら吹田操車場とか、バイオやったら阪大の微生物研究センターとか、アドホック行政やったのがね、その場その場で合わせてきたアドホック行政やったものが、やっとならうとトータルでプランが出てきたかなという感じがしていますので、ただ一緒にすることによって市民が意見を言う機会が減っていくというのなら制度の趣旨に逆行することですので、説明会を一緒に出来たら事業者はやりやすいですという程度では考えて欲しくない。そもそもあったこの趣旨はアセスではこういう趣旨なんで今回の説明、意見聴取は要ります。すまいるであったそもそもの趣旨でこの部分の意見聴取とかそれに対する応答は要りますということなんで、応答と質問の回数を減らす集約条例ではなく、トータルプランを提示していくような作りこみをしていただいたら12月議会でも議論はしやすい。

会長 ○よろしいですか。

委員 ○一点だけ、バイオの質問を。これについては平成6年に条例化してきたわけなんですけども、本市は遺伝子組換え施設であるとか、研究施設が他市に比べて多

いということ、またエコメディカルシティの創出に向けて取組んでいるところですけども、44 ページを見ていただいたら、今回の条例改正は今までの国の安全基準を市が事業者との括りでやってるんですけども、ちなみに今回の大きな目的については、安全性の確保というものを市民に向けてしっかり発信していくと、ある意味条例の趣旨であろうかと思うんですが、具体的に言えば、見直しの中で、屋外野外での遺伝子組換え生物の使用であるとか、なかなか市民の方には具体的にどういうものかというのは知る由もなかったかと思うんですが、市民に向けての情報の発信について具体的に考えがあれば教えていただきたい。

会長 ○簡潔に。

事務局 ○安全性というものを自ら我々はこういうことをしてるんですよ、ということを出すとということで、バイオと同じように実験内容についてまで求める予定はしていません。事業者でもこのごろ環境白書のようなものを出しているところもございますが、そういう安全性について出していただくということを一番に考えております。

委員 ○市民への情報発信を具体的にはどのようにお考えか。

事務局 ○事業者が第一義的にはホームページ等で公開をしていただく。内容については、こういった実験をこういう施設でやっていますと、施設の装置の点検、職員の教育訓練の実績であったり、そういった施設の安全性に関する情報を事業者自らが情報発信し、同じ内容を市もホームページ等で公開をしていくと、いうようなことを考えています。ただ、企業秘密もありますので、詳細につきましては、事業者との調整の中で詰めたと思いますけども、基本的には安全性に関する事項について事業者自らがホームページ等で公開をしていただくと、現時点では考えております。

委員 ○今まで事業者のみが知りえたことを、より市民の方に広く知っていただくことが信頼の構築に繋がるということだ。

会長 ○ありがとうございます。あと2分ほどしかないので、1分で説明してもらえますか。

事務局 ○<資料12 説明>

会長 ○ありがとうございました。何かご質問ご意見ございましたら。ISO から卒業されて、されに発展して自らがEMS をやっていくということなので、進捗を折に触れて報告していただきたいと思います。よろしくおねがいします。どうもありがとうございました。それでは、環境審議会を終了します。

--閉会--